

議案第一号

旭西地区農地造成事業に伴う字の区域の変更について

次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年一月十九日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年正月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更する字の名称	同上の区域 (昭和六十一年十二月十五日現在の地番)
大字恩地 字菅谷	大字恩地字菅谷の全域 大字恩地字林ノ谷六七の一
大字恩地 字林ノ谷	大字恩地字林ノ谷のうち六七の一以外の区域